平成２９年（フ）第３５６号
埼玉県熊谷市箱田６丁目９番８号　小林ハイツ102
債務者　松浦　紀子
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１５５８号
名古屋市緑区篭山２丁目213番地　サンコーポ篭山201号
債務者　松嶋　悦子（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９４４号
愛知県小牧市大字池之内2310番地４　コーポ古雅201号
債務者　金盛　唯史
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９７８号
名古屋市瑞穂区大喜新町１丁目２番地の８　コーポ牛巻４Ａ号、従前の住所愛知県豊明市二村台６丁目１番地１　豊明団地34棟409号
債務者　和田　貴子
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１８５号
名古屋市緑区松が根台58番地　コーポ和楽103号
債務者　鎌田　康昭
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１１号
北海道室蘭市中島町２丁目17番５号
債務者　鈴木美恵子
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第４１４号
盛岡市渋民字泉田269番地　フロマージュ・フォール202号
債務者　村山　鉄平
1　決定年月日時　平成30年１月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第９号
茨城県土浦市小岩田西２丁目１番49号　特別養護老人ホーム　やすらぎの園、前住所茨城県土浦市上高津931番地２
債務者　綿引　子天
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１２８４号
京都市伏見区深草川久保町14番地10　ビラージュ深草　202号
債務者　西原　理恵
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２９８号
京都府八幡市男山石城１番地－Ｂ41－207
債務者　求馬とみこ
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３４２号
京都市山科区北花山中道町69番地１　第二はしもとハイツ203号
債務者　吉岡　久和
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１８号
京都市左京区吉田上阿達町37番地16
債務者　久田よし子
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４０号
京都市西京区桂艮町８番地14
債務者　山口　敏美
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４８号
福岡県八女市祈祷院463番地、前住所福岡県八女市津江238番地10
債務者　松尾　善弘
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成２９年（フ）第４９号
福岡県八女市祈祷院463番地、前住所福岡県八女市津江238番地10
債務者　松尾　洋子
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成２９年（フ）第５１号
福岡県八女市馬場221番地６
債務者　市丸　正明
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成２９年（フ）第４４３９号
大阪府八尾市南本町５丁目１番５号
債務者　中川　善和
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部